政令第九十号

内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項第七号の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府設置法第四条第三項第七号の政令で定める事業又は事務は、次に掲げるものとする。

一　交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第三条第一項に規定する特定交通安全施設等整備事業（同法第二条第三項第一号に掲げる事業に限る。）のうち、内閣総理大臣が国家公安委員会と協議して定めるもの

二　消防施設及び防災施設の整備に関する事業のうち、都道府県が実施するものであって、内閣総理大臣が総務大臣と協議して定めるもの

三　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の校舎その他の施設及びスポーツ施設の整備に関する事業のうち、都道府県が実施するものであって、内閣総理大臣が文部科学大臣と協議して定めるもの

四　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業及び同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する水道施設の整備に関する事業のうち、都道府県が実施するものであって、内閣総理大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの

五　次に掲げる事業のうち、内閣総理大臣が農林水産大臣と協議して定めるもの

イ　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる事業

ロ　漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業

ハ　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項に規定する保安施設事業のうち、都道府県が実施するもの

ニ　森林法第百九十三条に規定する造林及び地域森林計画に定める林道の開設又は拡張

ホ　海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業（いずれも農林水産大臣の所管に属するものに限る。）のうち、都道府県が実施するもの

ヘ　農山漁村地域における良好な生活環境を確保するための施設及び用地を整備する事業（イに掲げる事業に該当するものを除く。）

ト　イからヘまでに掲げるもののほか、イからヘまでに掲げる事業と一体となってその効果を増大させるため実施される事業

六　工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定する工業用水道施設の設置に関する事業のうち、都道府県が実施するものであって、内閣総理大臣が経済産業大臣と協議して定めるもの

七　次に掲げる事業又は事務のうち、内閣総理大臣が国土交通大臣と協議して定めるもの

イ　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備に関する事業のうち、都道府県が実施するもの

ロ　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾その他の海域における汚濁水の浄化その他の公害防止のために行うもののうち、都道府県が実施するもの

ハ　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号に掲げる一般国道、同条第三号に掲げる都道府県道（同法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都道府県道及び資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる都道府県道に限る。）又は同法第三条第四号に掲げる市町村道の新設、改築及び修繕に関する事業のうち、都道府県が実施するもの

ニ　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園の新設又は改築に関する事業のうち、都道府県が実施するもの

ホ　海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業（いずれも国土交通大臣の所管に属するものに限る。）のうち、都道府県が実施するもの

ヘ　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一項第一号又は第三号ロに規定する地すべり地域又はぼた山に関して同法第三条又は第四条の規定によって指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業のうち、都道府県が実施するもの

ト　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第四号に規定する流域下水道の設置又は改築に関する事業のうち、都道府県が実施するもの

チ　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川に関する事業のうち、都道府県が実施するもの

リ　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事に関する事業のうち、都道府県が実施するもの

ヌ　都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第二十四条第一項に規定する管理協定又は同法第五十五条第一項若しくは第二項に規定する市民緑地契約において定められた緑地の保全に関連して必要とされる施設その他の施設の整備に関する事業のうち、都道府県が実施するもの

ル　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第二条に規定する中心市街地の都市機能の増進を図るための事業及び市街地の防災に関する機能の確保を図るための事業のうち、都道府県が実施するもの

ヲ　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第四条第一項に規定する基礎調査

ワ　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第七条第一項に規定する地域住宅計画に基づく事業等のうち、同条第二項の規定による交付金の交付の対象となるもの

カ　広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第十九条第二項に規定する広域的地域活性化基盤整備計画に記載された同法第五条第二項第三号及び第四号の事業等のうち、同法第十九条第二項の規定による交付金の交付の対象となるもの

ヨ　雪崩による災害の防止工事に関する事業のうち、都道府県が実施するもの

タ　流域における治水に関する事業のうち、都道府県が実施するもの

レ　イからタまでに掲げるもののほか、イからタまでに掲げる事業又は事務と一体となってその効果を増大させるため実施される事業又は事務

八　次に掲げる事業のうち、内閣総理大臣が環境大臣と協議して定めるもの

イ　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第三十五条第一項に規定する引取りに係る収容施設の新設、改築及び改修に関する事業のうち、都道府県が実施するもの

ロ　自然環境の健全な利用のための長距離の歩道の整備に関する事業のうち、都道府県が実施するもの

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（内閣府本府組織令の一部改正）

2　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号ト中「第三号ル」を「第三号ヲ」に改め、同条第三号中テをアとし、オからエまでをクからテまでとし、同号ノ中「ウ及びキ」を「キ及びノ」に改め、同号ノを同号オとし、同号中キをノとし、ラからウまでをムからキまでとし、同号ナ中「ヌからネまで」を「ルからナまで」に改め、同号ナを同号ラとし、同号中ネをナとし、ヌからツまでをルからネまでとし、リの次に次のように加える。

ヌ　内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令（平成二十三年政令第九十号）で定める事業又は事務に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関すること（沖縄振興局の所掌に属するものを除く。）。